

# コロナ問題の在留外国人への 影響と必要な対応

Hello, Future!



2020年5月22日

# 提言要旨

---

- 入国制限により40万人規模の外国人材が足止め。経済復興とともに**人材不足が再び顕在化**する可能性が高い
- 足元、入国制限の緩和見通しが立たない中、今は**在留外国人に残ってもらえるように手を尽くす**ことが重要
- 具体的には、以下のような対策が必要
  - ① **外国人は日本社会の重要なメンバーであるとの政府からのメッセージ**
  - ② **在留外国人向けの支援情報など、情報発信の抜本的な強化**
  - ③ **外国人材の転職・マッチングや留学生の生活・就職の支援強化**
  - ④ **在留資格関連手続きのデジタル化の一層の推進**

# 目次

---

<b>1. 足元で起こっていること及び必要な対応</b>	<b>02</b>
① 足元で起こっていること	03
② 短期的に必要な対応策	06
③ 中期的に必要な対応策	11
<b>2. コロナ問題を踏まえた手続きのデジタル化</b>	<b>16</b>
① 原本原則の廃止	17
② 在留資格申請オンライン化の課題	18

**1. 足元で起こっていること及び必要な対応**

2. コロナ問題を踏まえた手続きのデジタル化

# 1. 足元で起こっていること及び必要な対応

## ① 足元で起こっていること

- **インバウンド関連、流通、小売等で仕事がほぼ消失**する一方で、**IT関連等は依然人手不足**（雇用のミスマッチが生ずるも、新たなマッチング進まず）
- **留学生のアルバイト先がなくなり、留学の継続が困難**
- **出入国在留管理庁の情報や、その他政府・自治体のコロナ対策の情報が各国語で十分に届いていない**

※一旦帰国すると将来にわたり日本に入国が困難との誤解も（在留資格申請に対する許可と上陸許可の混同）

- **在留資格関係の申請に通常より時間がかかるため、また相談を求める外国人が殺到しているため、入管は大行列の「三密」状態に**
- **外国人に対する不当な差別に繋がる懸念**



この状態を放置すると.....

# 1. 足元で起こっていること及び必要な対応

## ① 足元で起こっていること

この状態を放置すると.....

- コロナ前から、又はコロナの影響で需要が高まっている分野（IT、介護等）では、依然として人手不足が解消されない
- コロナ後に他産業も需要が回復した時に対応できず、**コロナ前より人手不足が深刻化する可能性（特に今後人手不足が拡大するIT人材等が問題）**
- 留学や仕事のキャリアがやむなく途中で絶たれ帰国した者は、将来的にも日本に戻ってこない可能性があり、**中長期的に日本のイノベーションを阻害**

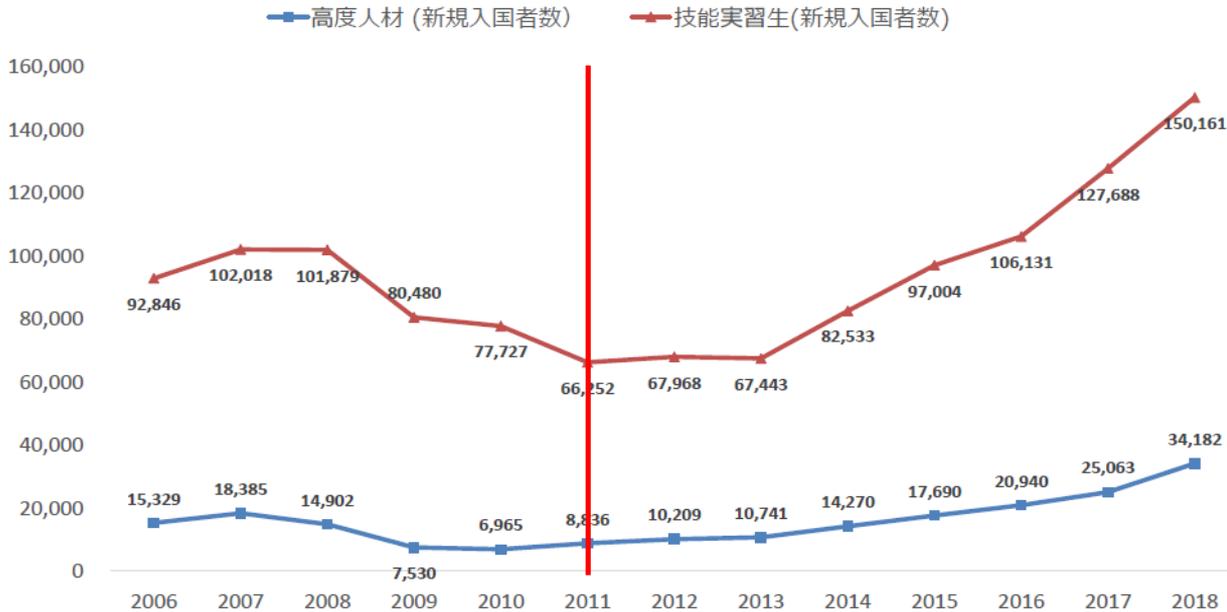
**コロナ前から外国人材活躍に向けて積み重ねてきた政策努力自体が水泡に！**

# (参考) 高度人材・技能実習生の新規入国者数等



## 高度人材/技能実習生 新規入国者数 推移

リーマンショック及び東日本大震災の際も、新規入国の外国人労働者数は一時的に減少したものの、その後需要は短期で回復⇒**上陸拒否が続けば状況は深刻に**



## 毎年の新規入国外国人労働者数



出典：法務省 \*2020年は弊社による予測値

※ 2020年は入国希望者数 (予測値)

脚注：技人国は2015年より、元々技術と人文国際に別れていた物が統合された。2014年以前は、技術と人文国際の合計値。  
技能実習は2010年から在留資格「技能実習」ができたので、2010年以前は、在留資格「研修」の数字。

出典：法務省

# 1. 足元で起こっていること及び必要な対応

## ② 短期的に必要な対応策

コロナ下でも日本に在留し続ける外国人材の維持が、コロナ後を見据えた場合に最も重要！

### そのために必要となる対策

- ① 政府・自治体のコロナ対策情報、在留資格関連情報等の各国語による発信を抜本的に強化すべき

※入管はマンパワー的に追いついておらず、例えば、東京都外国人新型コロナ生活相談センターのような積極的情報発信を全国で行えるようにすべき。各国の駐日大使館等との情報連携も必要

■東京都外国人新型コロナ生活相談センター（TOCOS）への相談の流れ（イメージ）



（出典）東京都防災ホームページより

# 1. 足元で起こっていること及び必要な対応

## ② 短期的に必要な対応策（つづき）

コロナ下でも日本に在留し続ける外国人材の維持が、コロナ後を見据えた場合に最も重要！

### そのために必要となる対策

#### ② 失職者への人材マッチングの促進

※技能実習、特定活動については、在留資格制度上、業種を超えて転職を可能とする途が開かれたが、技術・人文・国際等その他の在留資格も含め、実際の転職サポートが重要

※具体策として、コロナ対応で広がりつつある民間の「従業員シェアプラットフォーム」を活用し、期間限定で他社に移動する場合には、特に在留資格上の手続きは要しないこととしてはどうか

## 【参考】従業員シェアは三方良し

- (一定程度は需要戻ることも前提に) 雇用のミスマッチ急拡大に対応する必要
- 従業員シェアは、柔軟な労働力の配置転換を可能にする有効なスキーム

労働者

- 出向であれば**給与水準も維持**
- **元の会社へ戻る足掛かりも維持**
- 新しい経験による**スキルアップ**

企業

経済

- (人材不足企業) **通常の採用では間に合わない**し、自社採用で全て賄うのもリスク
- (人材過剰企業) **会社存続**させつつ、復帰後の従業員の**スキルアップ**も図れる

- 5月末までで**経済損失はGDP対比8.4%の▲45兆円**にも上るとの試算もあり
- 経済復興は段階的。**非接触経済を前提とした人材の早急な再配置**が必要

# 【参考】具体的な活用のイメージ

## コロナの影響による人材過剰

### 接触経済

旅行  
宿泊  
外食  
イベント  
エンタメ  
など

エンジニア  
など

民間のプラットフォーム等による  
マッチング

現場スタッフ  
など

## コロナの影響による人材不足

### 非接触経済

通販  
テレワーク  
オンライン診療  
オンライン教育  
など

### 非接触経済を支える現場

物流  
宅配  
コールセンター  
など

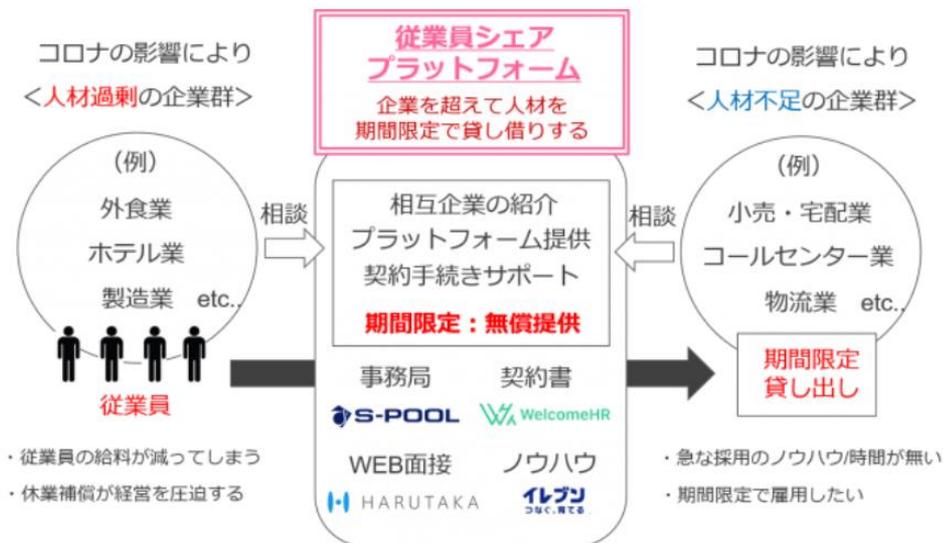
# 【参考】 広がる従業員シェアの動き



災害時緊急支援プラットフォーム 雇用シェアプロジェクト

## 災害時緊急支援プラットフォーム

< 一般社団法人(非営利) 設立準備中 >



# 1. 足元で起こっていること及び必要な対応

## ② 短期的に必要な対応策（つづき）

コロナ下でも日本に在留し続ける外国人材の維持が、コロナ後を見据えた場合に最も重要！

### そのために必要となる対策

- ③ 留学生の救済（一時的にでも資格外活動許可の拡充・手続きの簡素化、日本人学生も含めた支援給付、積極的な情報提供 等）

※上述の「従業員シェア」の積極的活用も考えられる

- ④ 外国人も日本社会の重要なメンバーというメッセージ

※緊急経済対策等にも外国人に特化した対応は盛り込まれていない

# 1. 足元で起こっていること及び必要な対応

## ③ 中期的に必要な対応策

外国人材の中長期的な活躍、キャリア形成を考えた場合、**外国人材プールと在留資格、産業分野との間でミスマッチが生じやすい構造の解消が必要！**

### そのために必要となる対策

- 現状では、特に**専修学校卒の留学生が得られる在留資格に限界**。日本に在留し続ける**専修学校生の維持・今後の活躍のためには、この点への対応が必要**
- 特に、**特定活動46号**（注）は、本来、留学生の就職率向上を念頭に導入された在留資格であるにもかかわらず、日本での就職率が低い専修学校卒が要件上取得できず、**要件緩和が必要**

※なお、日本語能力についても、従来のN1レベルからN2レベルに広げるべき（技術・人文・国際の通訳・翻訳業務でもN2以上で可）

- 専修学校卒留学生の就職促進のためには、**高度な現場業務（国家資格）の在留資格の拡充も必要**
- なお、前述のとおり、**産業分野ごとの壁を超えるマッチング促進、そのための情報発信の強化も必要**

（注）2019年5月に導入された新たな在留資格。フルタイム、大学卒業以上の学歴、日本語能力試験N1、日本人と同等以上の報酬額、日本語を用いたコミュニケーションを必要とする業務等の要件を満たせば、これまで就労が認められなかった現場業務が可能に

# 1. 足元で起こっていること及び必要な対応

## ③ 中期的に必要な対応策（参考）

上記の対応は平時でも必要であり、当連盟はこれまでも規制改革推進会議で指摘

### Appendix. その他の検討課題

#### ① 特定活動46号の要件

- 特定活動46号の要件について、①専修学校の卒業生も含む、②日本語能力はN2レベル以上、とできないか。

#### 専修学校卒の就職

- 留学生の就職率向上の最大のボトルネックとして、そもそも専修学校の卒業生は技人国での就職の選択肢が限られていることがある。
  - ✓ 技人国で従事することの多い「通訳・翻訳」業務について、専修学校卒だと許可にあたってのハードルが高い、といった課題。

#### 特定活動46号の活用

- 特定活動46号は専修学校の卒業生の就職の道を大きく広げ得るものだが、「留学」全般から「技人国」への変更は認められているにも関わらず、特定活動46号については「本邦の大学を卒業又は大学院の課程を修了」することが要件となっている。
- 日本語能力についても、N1が要件となっているが、実務上は「技人国」の「通訳・翻訳」業務でもN2以上が要件となっているケースが多い。
  - ✓ 日本語能力試験は読解偏重のため、非漢字圏の外国人がN1を取得することは難しい。日本語能力試験（運営主体：国際交流基金／財団法人日本国際教育支援協会）のデータについて、国籍別の情報も開示されたい。

# 1. 足元で起こっていること及び必要な対応

## ③ 中期的に必要な対応策（参考）

上記の対応は平時でも必要であり、当連盟はこれまでも規制改革推進会議で指摘

### Appendix. その他の検討課題

#### ② 高度な現場業務向けの在留資格

- 高度な現場業務（国家資格）について、①特定技能への追加、②特定活動への追加、などの形で在留資格を拡充することができないか。

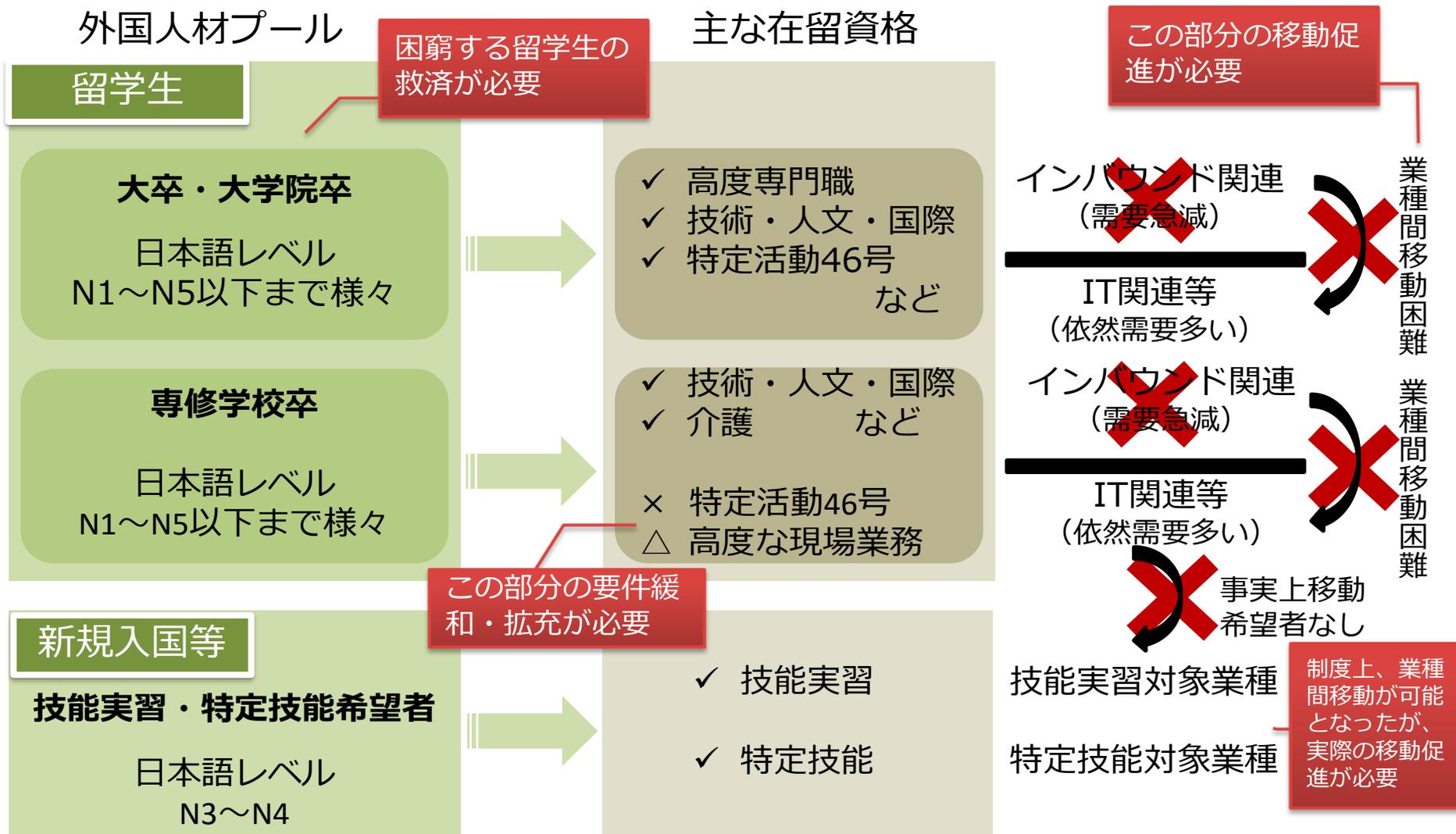
#### 人手不足への対応

- 人手不足への対応という観点から、（在留資格が認められていない）単純労働と技人国の中間的な位置づけとして特定技能資格が創設されたところ。
- 高度な現場業務に対応する国家資格についても、人手不足深刻な保育士などは特定技能への追加などの形で在留資格拡充すべきではないか。
  - ✓ 有効求人倍率では社会福祉（含む保育士）は3.0と全体平均の1.5を大きく上回る状況（一般職業紹介状況（2019年11月））。

#### 優れた文化の輸出

- 美容師などは、優れた日本文化の輸出という観点から、①外国人家事支援人材のような形で国家戦略特区に限定した特定活動として認める、②日本料理海外普及人材育成事業のような形で特定活動に追加する、などの方法が考えられないか。
  - ✓ 美容師については、東京都も国家戦略特区の第22回東京圏区域会議（2018年8月27日）で提案しているところ。
  - ✓ 調理の専門学校を卒業した外国人留学生は、引き続き、特定活動ビザにより日本国内の日本料理専門店等で働きながら、技術を学べる制度が存在（最長5年間）。

# (参考) 必要な対応のイメージ



・各国語による情報発信の強化  
・日本社会の重要メンバーとのメッセージ

1. 足元で起こっていること及び必要な対応
- 2. コロナ問題を踏まえた手続きのデジタル化**

## 2. コロナ問題を踏まえた手続きのデジタル化

### ① 原本原則の廃止

コロナ問題を契機に、社会全体のデジタル化を強かに推進しようという中、**原本原則を廃止し、デジタルで一気通貫の手続きを整備する必要**

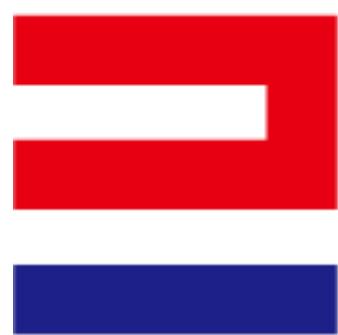
- 新型コロナウイルスの影響で一部の国では国際郵便の引受けが停止するなど、現物のやり取りに支障。在留資格証明書の申請手続、証明書原本の送付などが課題に
    - **証明書原本：入管からは原本以外認めないとの回答**
    - **申請書類：一部の入管からは原本以外認めないとの回答**（PDFでの送付で受け付けるとする入管もあり、実務的な混乱も）
- ※ さらに、受入担当者等の代筆ではなく、本人の直筆書類が求められるケースも

【質問】 コロナの影響で国際郵便の引受けが停止している国について、**在留資格認定証明書を本人へ郵送することができないが、本人に原本を郵送せずに入国する方法はあるか**

【回答】 **原本を持ち帰って現地の空港に渡さなければならないルールは変わらない。コピーではダメ。交付申請を送って本人に渡す作業は今まで通り。**



**Hello, Future!**



**新經濟連盟**

**Japan Association of New Economy**